

(別紙様式1)

## 平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 宮城県  
農業委員会名： 登米市農業委員会

### I 法令事務に関する点検

#### 1 総会等の開催及び議事録の作製

(1) 総会等の開催日の周知状況  ア 周知している    イ 周知していない又は周知していなかった

改善措置	
------	--

(2) 総会等が公開である旨の周知状況  ア 周知している    イ 周知していない又は周知していなかった

改善措置	
周知していない場合、その理由	

(3) 総会等の議事録の作製  ア 作製している    イ 作製していない又は作製していなかった

作製までに要した期間	総会后10日以内に作成している。 平均日数 3日
改善措置	

(4) 議事録の内容  ア 詳細なものを作製している    イ 概要のみで作製している又は作製していた

改善措置	審議の内容をわかりやすくするため、議案別の各号用件を調査した「調査書」の添付を行った。
------	---

(5) 議事録の閲覧  ア 閲覧に供している    イ 閲覧に供していない又は供していなかった

閲覧者の有無	有	件	<input checked="" type="radio"/> 無	
改善措置	*ホームページ上に「農業委員会事務局で議事録を閲覧できる」旨を掲載している。			

## 2 事務に関する点検

### (1) 農地の権利移動の許可等

(1年間の処理件数: 288件、うち許可 288件、不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	・申請書類、農地基本台帳、土地登記簿による確認。 ・農業委員及び事務局職員による現地調査。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	法令に基づき、申請書類等により審議。			
	是正措置	審議の円滑化を図るため、議案各号の調査をした「調査書」を作成して審査を行った。			
申請者等への審議結果の通知	実施状況	申請者への結果通知を行った件数	288 件		
		通知した内容: 審議結果。			
		申請者への結果通知を行わなかった件数	0 件		
	是正措置	通知しなかった理由:			
審議結果等の公表	実施状況	事務局において議事録の閲覧可。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20 日	処理期間(平均)	20 日
	是正措置				

### (2) 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

{1年間の処理件数: 114件(4条34件・5条80件)}

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	現地確認や申請書類等により実施。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	法令に基づき、現地確認や申請書類等の確認により審議。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	事務局において議事録の閲覧可。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20 日	処理期間(平均)	20 日
	是正措置				

(3) 遊休農地に対する指導等

点検項目	実施状況		
管内の遊休農地の面積及び筆数	面積 167 ha		筆数 1,763 筆
遊休農地への指導の件数及び改善状況	指導件数0件(調整中)	指導面積0ha(調整中)	指導対象者 1,044人
	改善状況	調整後に記載する。	
遊休農地である旨の通知を行った面積及び件数	面積 — ha	件数 — 件	対象者 — 人
農業上の利用の増進を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告した遊休農地の面積及び件数	面積 — ha	件数 — 件	対象者 — 人

(4) 農業生産法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農業生産法人からの報告について	管内の農業生産法人数 (カッコは大崎市)		38(2)法人
	うち報告書提出農業生産法人数		22 法人
	うち報告書の督促を行った農業生産法人数		15(2)法人
	うち督促後に報告書を提出した農業生産法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農業生産法人		15(2)法人
	提出しなかった理由	手続きが煩雑等による。	
	対応方針	今後も定期的に督促を行う。 利用権設定等の事務手続きの際に、提出を求めている。	
農業生産法人の状況について	農業生産法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農業生産法人数		0 法人
	対応状況		

(5) 地域の農業者等からの意見等

農地の権利移動の許可等	特になし
農地転用に関する事務	特になし
遊休農地に対する指導等	特になし
農業生産法人からの報告への対応	特になし
その他法令事務に関するもの	特になし

## II 促進等事務に関する評価

### 1 認定農業者等担い手の育成及び確保

(1) 現状、課題及び平成23年度までの目標

現 状	農家数	11, 556 戸	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
	うち主業農家	1, 371 戸	950 経営	2 法人	9 団体
	農業生産法人数	34 法人			
課 題	<p>・農業経営の先行きが見えないことから若い農業後継者が不足している。また、後継者の配偶者も不足しており、後継者が不安を抱いている。</p> <p>・農家の高齢化が進み、地区の状況に合わせた担い手の育成・確保を図っていく必要がある。</p> <p>・認定農業者数は基本構想の目標値に近づいているものの、経営改善計画との乖離があり、フォローアップ調査等での経営指導の強化が必要である。</p> <p>・市内の東部を中心とした中山間地は、ほ場一筆の面積も小さく、若く意欲のある担い手が少ないことから、集落全体で農地を守る集落営農組織の育成が急務となっている。</p>				
平成23年度までの目標	認定農業者		特定農業法人	特定農業団体	
	996 経営		4 法人	15 団体	

(2) 平成22年度の目標及び実績

(平成22年12月31日現在)

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目 標 ①	23 経営	1 法人	3 団体
実 績 ②	△3 経営	0 法人	0 団体
達 成 率 ①/②	0%	0%	0%
累 計	947 経営	2 法人	9 団体

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
活動計画	<p>・登米市担い手育成総合支援協議会のこれまでの活動により、認定農業者制度は周知され、基本構想の目標に対して約90%の経営体数となっていることから、認定期間中間年のフォローアップ調査により、経営改善計画との乖離の縮小に向けた農地集積の推進を農業委員が担い手育成総合支援協議会と連携し行う。</p> <p>・農業委員から意欲のある農業者の情報収集を行い、登米市農村戦略推進会議室と連携し認定の推進活動を実施(通年)。</p>	<p>・登米市担い手育成総合支援協議会が行う特定農業団体の法人化計画に沿った支援を行う。(担当地域内の農業委員が対応)</p>	<p>・登米市担い手育成総合支援協議会が進める特定農業団体制度設立支援に際し、この制度の周知や普及を行う。(担当地域内の農業委員が対応)</p>
活動実績	計画どおり実施。	計画どおり実施。	計画どおり実施。

(4) 評価の案

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価の案	基本構想の目標達成に向けた計画設定を行なったが、目標が高すぎた。	目標設定が高すぎた。	目標設定が高すぎた。
活動に対する評価の案	高齢化等による再認定希望者の減少から目標を下回った。若年層等の掘り起しが必要。	目標のとおり達成できなかった。	目標のとおり達成できなかった。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	特になし
活動の評価案に対する意見等	特になし

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

	認定農業者	特定農業法人	特定農業団体
目標に対する評価	目標設定が高すぎた。現状を踏まえた活動計画が必要。	目標設定が高すぎた。	目標設定が高すぎた。現状を踏まえた計画が必要。
活動に対する評価	担い手育成総合支援協議会等と連携の上、引き続き就農者の掘り起しが必要。	目標のとおり達成できなかった。	担い手育成総合支援協議会等と連携の上、引き続き設立支援が必要。

## 2 担い手への農地の利用集積

(1) 現状、課題及び平成23年度までの目標

現 状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	16, 906 ha	10, 635 ha	62.91%
課 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業従事者の減少・高齢化等による耕作放棄地の増加、分散したほ場等が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。</li> <li>・中山間地域は小区画のほ場が多くほ場の作業効率が低いことに加え、担い手が少ないことから面的に集積する必要がある。また、土地所有者が担い手に利用権設定したいと思っても担い手に受け取ってもらえない状態となっている。</li> <li>・担い手農家の傾向として、利用集積より作業受託へ移行している。担い手の利益計算から、作業受託の方が有利であることから、利用集積が思うように進まない。</li> </ul>		
	平成23年度までの目標	これまでの集積面積	目 標
	10, 635 ha	460 ha	11, 095 ha

(2) 平成22年度の目標及び実績

(平成23年1月31日現在)

目 標	実 績	達 成 状 況	累 計
364 ha	調査中(6月公表)	%	ha

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・円滑な権利移動ができるよう、広報誌やリーフレット等を活用し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定の制度等の周知を行なう。</li> <li>・登米市の「地域水田農業ビジョン」で位置づけられた担い手農家を中心に認定農業者へ誘導する。</li> <li>・登米市担い手育成総合支援協議会が実施するフォローアップ調査で、利用集積を希望する農家を抽出し、利用権設定の推進を図る。</li> <li>・担い手への農地の利用集積に向けたあっせん活動(通年)する。</li> </ul>
活動実績	地域内における担い手への利用集積のあっせん活動を通年実施した。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	基本的な構想の目標達成に向けた計画設定を行っているが、概ね目標に近い実績を上げている。
活動に対する評価の案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の個別訪問によるあっせん活動を計画通り行っている。</li> <li>・登米市担い手育成総合支援協議会などとの連携を更に深める必要がある。</li> </ul>

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	特になし
活動の評価案に対する意見等	特になし

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価	基本的な構想の目標達成に向けた計画設定を行っているが、概ね目標に近い実績を上げている。
活動に対する評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委員の個別訪問によるあっせん活動を計画通り行っている。</li> <li>・登米市担い手育成総合支援協議会などとの連携を更に深める必要がある。</li> </ul>

### 3 耕作放棄地の解消

(1) 現状、課題及び平成23年度までの目標

	管内の農地面積	耕作放棄地の面積	耕作放棄地率
現 状	16,906 ha	調査中 ha (利用状況調査に基づく指導後記入)	%
課 題	耕作放棄地の存在する場所が概ね中山間地域や河川付近の耕作条件の悪い地域にある。耕作放棄地の解消に当たっては、作業機械の導入が困難な点や既に原野化している部分もあり、復元には相当の費用を要すると思われる。		
平成23年度までの目標	これまでの解消面積	目標	合計
	— ha	— ha	— ha

(2) 平成22年度の目標及び実績

目 標	実 績	達 成 状 況	累 計
指導後に設定 ha	— ha	— %	— ha

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	耕作放棄地発生防止に向けた取組 ・広報活動（9月） ・農地パトロール(10月) ・農業委員による検討会(平成23年1月、3月)
活動実績	耕作放棄地発生防止に向けた取組 ・広報活動→広報とめ(10月号)、農業委員会だより(4号)にて周知 ・農地利用状況調査→10月18日から12月1日に実施(延べ332日間) (・農業委員による現地指導→3月中に実施予定)

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	今年度から農地利用状況調査を実施しており、この結果をもとに今後、耕作放棄地解消に向けた取り組みを実施する。
活動に対する評価の案	改正農地法に基づく新たな事務であったが、ほぼ計画通り実施できている。

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	特になし
活動の評価案に対する意見等	特になし

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	今年度から農地利用状況調査を実施しており、この結果をもとに今後、耕作放棄地解消に向けた取り組みを実施する。
活動に対する評価結果	改正農地法に基づく新たな事務であったが、ほぼ計画通り実施できている。

## 4 違反転用への適正な対応

(1) 違反転用の状況

違反転用の状況	件数 115 件	面積 6 ha	主な用途 駐車場 資材置場 倉庫
---------	----------	---------	------------------------

(2) 平成22年度の目標及び実績

目 標	違反転用の発生を防止するため、農業者等への周知に努めるとともに、農地パトロールを徹底する。
実 績	・農業委員会だより(3号)及び広報とめ(9月号)を活用し、周知を行った。 ・違反転用者に対し、農地法第4条の許可申請事務について指導した。

(3) (2)の目標の達成に向けた活動

活動計画	・違反転用者のほとんどは、農地法の知識が乏しく農地転用する際の申請行為を怠ってしまったものと思われることから、今後は市広報等を通じて制度の周知に努める。また、農地法改正に伴い、転用許可が厳格化されることからこれらの周知にも努める。
活動実績	・広報とめ、農業委員会だよりを活用し、農地法の遵守と制度の周知を図った。 ・違反転用者には改善指導を行った。

(4) 評価の案

目標に対する評価の案	違反転用の周知及び農地パトロールは重要で、今後も継続する必要がある。
活動に対する評価の案	違反転用に対する所有者への指導等を実施し、一定の改善は図られた。(農用地区域内の土地を農用地以外の用途に利用するための農振除外申請等の事務が執られた。)

(5) 地域の農業者等からの意見等

目標の評価案に対する意見等	特になし
活動の評価案に対する意見等	特になし

(6) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

目標に対する評価結果	違反転用の周知及び農地パトロールは重要で、今後も継続する必要がある。
活動に対する評価結果	違反転用に対する所有者への指導等を実施し、一定の改善は図られた。

## 5 農地パトロール

### (1) 平成22年度の活動計画及び活動実績

活動計画 (実施時期、体制、 実施回数等)	10月 農地パトロールの実施(農業委員48名及び業務協力推進員120名) 通年 転用現地調査時での周回調査 通年 農業委員による担当地区での日常パトロール
活動実績	農地利用状況調査と併せて実施。 実施日 10月18日から12月1日(延べ332日)

### (2) 評価の案

活動に対する評価の案	農地利用状況調査及び転用現地調査時における周回調査等、計画通り実施されている。今後も継続する必要がある。
------------	--

### (3) 地域の農業者等からの意見等

活動の評価案に 対する意見等	特になし
-------------------	------

### (4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

活動に対する評価結果	農地利用状況調査及び転用現地調査時における周回調査等、計画通り実施されている。今後も継続する必要がある。
------------	--

## 6 農地情報の整備と共有化

### (1) 平成22年度の活動計画及び活動実績

農地基本台帳の情報の更新に関する活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月の農地部会終了後、農地の権利移動や転用等の状況を更新する。</li> <li>・農業委員会の許可を要しない相続等について、課税データにより更新する。</li> <li>・土地改良換地処分地区について、データの更新を行う。</li> </ul>
農地基本台帳の情報の更新に関する活動実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月の農地部会終了後及び申請・届出時に更新を行った。</li> <li>・改正農地法に基づくシステム更新を行った。</li> </ul>
共有化に関する活動計画	
共有化に関する活動実績	

(2) 評価の案

農地基本台帳の情報の更新に関する活動に対する評価の案	計画通りに毎月の更新を行っており、農地の情報管理はできている。
共有化に関する活動に対する評価の案	

(3) 地域の農業者等からの意見等

農地基本台帳の情報の更新に関する活動の評価案に対する意見	特になし
共有化に関する活動の評価案に対する意見	

(4) 地域の農業者等からの意見等を踏まえた評価の決定

農地基本台帳の情報の更新に関する活動に対する評価結果	計画通りに毎月の更新を行っており、農地の情報管理はできている。
共有化に関する活動に対する評価結果	